

浜 松 市 教 育 委 員 会 会 議 録

1 開催日時 令和6年5月29日（水）
14時15分～15時20分

2 開催場所 イーステージ浜松オフィス棟6階
教育委員会室

3 出席状況	教 育 長	宮 崎 正
	教育長職務代理者	安 田 育 代
	委 員	黒 柳 敏 江
	委 員	田 中 佐和子
	委 員	神 谷 紀 彦
	委 員	鈴 木 重 治

（職員）

学校教育部長	奥 家 章 夫
学校教育部次長（教育総務課長）	山 本 卓 司
学校教育部次長（教職員課長）	河 合 信 寿
学校教育部参事（教育総務課）	鈴 木 公 一
学校教育部参事（教育施設課長）	山 本 治 之
指導課長	吉 山 幸 洋
教育支援課長	南 瀬 悦 司
教育総務課学校・地域連携担当課長	鈴 木 健一郎
市立高等学校副参事	河 島 正 志
こども家庭部長	吉 積 慶 太
幼保運営課長	大 橋 泰 仁
文化振興担当部長	嶋 野 聡
博物館長	鈴 木 一 有
美術館長	飯 室 仁 志
中央図書館長	枝 村 賢 美

（事務局職員）

教育総務課専門監	川 副 哲 士
教育総務課副主幹	澤 木 翔
教育総務課主任	藤 井 美 希

4 傍聴者 2名

5 議事内容 別紙のとおり

6 会議録作成者 教育総務課 藤井 美希

7 記録の方法 審議事項について発言者の要点記録
録音の有無 無

8 会議記録

(教育長) 令和6年5月29日の浜松市教育委員会を開催する。
傍聴についてはどうなっているか。

(事務局) 2人から傍聴申込をいただいている。

(教育長) 許可するということでよろしいか。

(異議なし)

(教育長) 許可する。

前回会議録の報告及び承認は回覧をもってお願いする。

本日の会議録署名人は、神谷委員と鈴木委員にお願いする。

会期は本日限りである。

本日は、議案が4件、報告が5件である。なお、第32号議案及び第33号議案については、非公開で行うため、すべての議事の最後に審議する。

最初に、第34号議案「令和5年度教育委員会点検・評価報告書(案)について」教育総務課から説明をお願いします。

(教育総務課) 第34号議案「令和5年度教育委員会点検・評価報告書(案)について」説明する。

点検・評価報告書は、毎年、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果を報告書として取りまとめ、公表するものである。

素案の段階から何度かご覧いただいているところだが、令和5年度の数値等が確定したため、公表に向け、議案として提案させていただくものである。

構成については、目次に記載の通り、例年同様の方法で取りまとめをさせていただいている。

(教育長) ご意見、ご質問はあるか。

(安田委員) 書きぶりが他と違うところ、一文が長いところが気になる。具体的には、28ページ、33ページ、71ページである。

(教育長) ご指摘の点につき、分かりやすいように表現を改めるということでよいか。

(異議なし)

(教育長) その他ご意見、ご質問はあるか。

(意見なし)

(教育長) 一部修正のうえ、本議案を承認するということでよろしいか。

(異議なし)

(教育長) それでは承認する。次に第 35 号議案「浜松市博物館協議会委員の委嘱について」博物館から説明をお願いする。

(博物館) 第 35 号議案「浜松市博物館協議会委員の委嘱について」説明する。

提案理由は、浜松市博物館協議会委員の現任委員が、6 月 30 日に任期を満了するため、7 月 1 日から新たな委員を委嘱するものである。

委員は 8 名、再任とする方が 6 名、2 名が新任である。男女比は 4 対 4 で、任期は 3 年である。

その他、根拠法令、開催回数、開催内容については、議案の説明資料の通りである。

(教育長) ご意見、ご質問はあるか。

(鈴木委員) 所属を見ると、静岡文化芸術大学が多いがどのような理由か。

(博物館) 2 期まで再任をお願いしているため、1 期に引き続き委嘱させていただく方がいる。新任の西田教授については、博物館として今後、文化財の防災を考えていく必要がある中で、全国的に活躍なさっている方であるためお願いしていく。

(鈴木委員) 西田教授と選出区分が同じ二本松教授も再任ということだが、どのような理由か。

(博物館) 二本松教授は、民族伝承、特に北遠地域の昔話等を集めて研究をされている。伝承の中には、過去の災害が昔話として残っているものもあり、文化財の防災を考えるうえで、委員として適任だと考えている。

(教育長) その他ご意見、ご質問はあるか。

(意見なし)

(教育長) 本議案を承認してよろしいか。

(異議なし)

(教育長) それでは承認する。次に報告事項に移る。

(報 告)

ア 令和6年度浜松市放課後児童会登録児童数及び待機児童数について

(教育総務課)

イ 令和5年度学校施設等の被害状況について (教育施設課・幼保運営課)

ウ ※取り下げにより欠番

エ 令和5年度問題行動、いじめ及び不登校の実態について (指導課・教育支援課)

オ 令和6年度浜松市奨学生 (継続貸与者) の選考結果について (教育支援課)

カ 浜松市博物館資料紛失に係る対策の進捗について (博物館)

(教育長) ここから非公開案件について審議する。傍聴者の皆様及び案件に関係の無い所属は退席をお願いする。はじめに、第32号議案「令和6年度5月補正予算 (案) の議会提案について」学校教育部長、市民部文化振興担当部長の順に説明をお願いする。

(学校教育部長) 第32号議案「令和6年度5月補正予算 (案) の議会提案について」説明する。令和6年度5月補正予算案における教育費の補正額は1,627万6千円で、補正後は667億9,695万9千円である。補正内容は、歳出は教育総務費について1件、債務負担行為の設定は2件である。

最初に、歳出について説明する。教育総務課の放課後児童会健全育成事業 (放課後児童会運営支援事業) について、民設民営放課後児童会の新設見込みに伴い、事業者を対象とする浜松市放課後児童健全育成事業費補助金の増額を行うものである。年度当初には4か所の民設民営放課後児童会の設置を予定していたところ、新たに2か所の新設について予定しているため、これに係る補助金を計上している。

次に債務負担行為を設定するものについて説明する。かわな野外活動センター指定管理運営費は、令和7年度が同施設の指定管理の更新時期であることから、指定管理者の候補者の選定や契約等の準備期間の確保のため、債務負担行為を設定するものである。限度額は4億8,551万円で、令和7年度から11年度までの内訳は各年度9,710万2千円である。

市立高校直流電源装置・更新工事費は、校内の非常照明について、停電時の確実な点灯を担保するため、耐用年数が15年を経過している直流電源装置を更新するための工事費用である。令和7年度内の事業実施に際し、入札・契約等の準備期間を確保するため、債務負担行為を設定するものである。限度額は4,937万5千円である。

(文化振興担当部長) 総務費の教育委員会関係の令和6年度5補正予算の債務負担行為の設定が8件ある。令和7年度に更新する指定管理施設につき、候補者の選定や契約等の準備期間を確保するため債務負担行為を設定するものである。

No. 1、No. 2について、合わせてご説明する。期間は令和6年度から令和11年度までの6年間で、No. 1中央図書館駅前分室外1施設指定管理運営費については限度額2億8,247万円、No. 2城北図書館指定管理運営費は限度額10億1,745万円である。

No. 3、No. 4について、期間は、令和6年度から令和9年度までの4年間で No. 3流通元町図書館指定管理運営費については限度額9,158万円、No. 4西図書館指定管理運営費は限度額8,581万4千円である。

No. 5東図書館指定管理運営費は、限度額5,289万円、期間は令和6年度から8年度までの3年間である。

No. 6南陽図書館指定管理運営費は、限度額2,111万9千円、期間は令和6年度から7年度までの2年間である。

No. 7浜北文化センター外1施設指定管理運営費については、全体のうち市民ミュージアム浜北分として、1,855万2千円の債務負担行為の設定についてお諮りするものである。なお、市議会の補正予算案については、浜北文化センターと市民ミュージアム浜北の合計限度額1億4,375万1千円を一括計上する。期間は令和6年度から9年度までの4年間である。

No. 8秋野不矩美術館管理運営事業費は、限度額3億6,645万円、期間は令和6年度から11年度までの6年間である。

(教育長) ご意見、ご質問はあるか。

(安田委員) 令和7年に更新する指定管理施設について、令和6年度から債務負担行為を設定する理由は。

(学校教育部長) 令和7年度の4月1日から切れ目なく事業を行うため、契約等の準備期間を確保するため前年度から債務負担行為を設定するものである。

(鈴木委員) 教育費について、補正後の額が補正額を差し引いた額になっている。

(教育総務課) 誤りである。お詫びして訂正する。

(教育長) その他ご意見、ご質問はあるか。

(意見なし)

(教育長) 補正後の額を修正のうえ、本議案を承認するというところでよろしいか。

(異議なし)

(教育長) それでは承認する。次に、第 33 号議案「浜松市美術館条例の一部改正について」美術館から説明をお願いします。

(美術館) 第 33 号議案「浜松市美術館条例の一部改正について」説明する。

提案理由は、令和 7 年度の秋野不矩美術館指定管理者更新に伴い、指定管理者制度の実施に関する基本方針に基づき利用料金制を導入するため、条例の一部を改正するものである。

現在の指定管理の方法は完全委託であり、収入が指定管理者に入らずインセンティブが利きにくいいため、令和 7 年度からは利用料金制として、指定管理者が料金を徴収できるようにする。なお、楽器博物館や科学館は、既に利用料金制で運用している。

(教育長) ご意見、ご質問はあるか。

(意見なし)

(教育長) 本議案を承認してよろしいか。

(異議なし)

(教育長) 以上で、本日の教育委員会を終了する。

教育長

9 会議録署名人

神谷委員

鈴木委員